

令和2年度

高等教育の修学支援新制度

「授業料等減免」及び「給付奨学金」

について

## 高等教育の修学支援新制度

対象者の要件を満たし、採用となった方は、2つの支援を受けることができます

- ➡ 授業料等の減免
- ➡ 日本学生支援機構  
給付奨学金

## 授業料等減免

# 授業料等減免

## 授業料等減免

### 【授業料減免】

採用となった支援区分（※）にあわせ、授業料の減免が行われます。

（※）対象者の家計状況によって支援区分が設定されます。  
詳しくは「スライド20～23」を参照してください。

支援区分	年間 減免額	備考
第Ⅰ区分	700,000円	
第Ⅱ区分	466,700円	第Ⅰ区分の2/3
第Ⅲ区分	233,400円	第Ⅰ区分の1/3

## 授業料等減免

### 【入学金減免】（1回限り）

1年次生は入学年度の4月から採用となった場合「入学金」の減免も受けることができます。

支援区分	入学金 減免額	備考
第Ⅰ区分	260,000円	
第Ⅱ区分	173,400円	第Ⅰ区分の2/3
第Ⅲ区分	86,700円	第Ⅰ区分の1/3

## 授業料等減免

### 【対象者の要件】

「授業料等減免」の対象者の要件は  
「給付奨学金」の要件と同じです。

「スライド17～28」を確認してください。

# 日本学生支援機構 給付奨学金

( ) 内のページは  
「給付奨学金案内冊子」のページ数です。

## 給付奨学金制度の趣旨

国の高等教育にの修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により

進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。



## 給付奨学生としての自覚

国費を財源としている給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。

学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の支給を打ち切ることがあります。

さらに、やむをえない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、学校から退学などの処分を受けた場合は、返還が必要になることがあります。

## 支給額の見直し

毎月の支給額は、前年の所得金額等に基づき、毎年度10月に見直されます。

- 見直し実施後に「支援区分」が変更となる可能性があります
- 授業料減免額も見直されます

## 2019年度以前から受給の給付奨学金の取り扱い

2020年度から実施される給付奨学金に切りかえることができます。

この場合、現在受給している給付奨学金を「辞退」する必要があります。

- ※ 辞退することについて「給付奨学金確認書」において承諾することになります
- ※ 辞退は、新たな給付奨学金に採用となった際に自動的に行われます

## 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

給付奨学金と併せて第一種貸与奨学金を利用する場合は、

**給付奨学金を受給している間、貸与月額が調整（減額又は増額）されます。**

- ※ 貸与月額が調整されることについて「給付奨学金確認書」において承諾することになります
- ※ 調整は、新たな給付奨学金に採用となった際に自動的に行われます

## 知っておいてほしいポイント (p.2)

## 【新しい給付奨学金受給者の第一種奨学金貸与可能月額】

区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	0円	0円
第Ⅱ区分	0円	0円
第Ⅲ区分	21,700円 (20,000、30,300円)	19,200円

※ ( ) は生活保護世帯を受けている生計維持者と同居している人及び児童擁護施設等から通学する人の支給金額

マイナンバーは直接「日本学生支援機構」に提出

手続書類のうち「マイナンバー関連書類」は

「日本学生支援機構」へ直接郵送してください。

大学へ提出しないよう、注意してください。

## 併せて貸与奨学金を希望される方

貸与奨学金を併せて希望する場合、「奨学金に関する案内」TOPページ、

日本学生支援機構 貸与奨学金の申請

から、「貸与奨学金」の資料一式を支給し、制度についてよく理解をしておください。

そして、申請において1回で済ませられる手続きがあります。

「給付奨学金案内 (p.2の下部) で確認してください。

## 支給金額 (p. 6)

## 私立大学 (支給額は月額です)

区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	38,300円 (42,500円)	75,800円
第Ⅱ区分	25,600円 (28,400円)	50,600円
第Ⅲ区分	12,800円 (14,200円)	25,300円

※ ( ) は生活保護世帯を受けている生計維持者と同居している人及び児童擁護施設等から通学する人の支給金額



**【1年次生の学業基準】**

次の①～③のいずれかに該当すること

- ① 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は入学者選抜試験の成績が入学者の1/2の範囲に属すること
- ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

**【2年次生以上の学業基準】**

次の①、②のいずれかに該当すること

- ① 累積GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること
- ② 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目的を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

## 支援対象者の要件（学業等に係る基準 p. 8）

ただし、2年次生以上は、「**廃止**」に該当しないこと！

区分	学業成績の基準
廃止	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと</li> <li>2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること</li> <li>3. 履修科目の授業の出席率が5割以下であること その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること</li> <li>4. 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること</li> </ol>
警告	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること</li> <li>2. 累計GPA等が学部等における下位1/4の範囲に属すること</li> <li>3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であること その他の学修意欲が低い状況にあると認められること</li> </ol>

## 【収入・所得の上限額の目安】

家族構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等によって異なります。

おおよその上限額の目安は、p.9の表や、日本学生支援機構HP内「進学資金シミュレーター」  
（次のスライドで紹介）で確認できます。

※ あくまでも「目安」ですので、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象外となることもあります。

# 進学資金シミュレーター

## ◆ 給付奨学金シミュレーション (学生向け)

いくつかの質問に答えることで、給付奨学金を受けられることができる年収の目安を簡単に知ることができます。

## ◆ 給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け)

世帯の年収等を答えることで、給付奨学金を受けられるかを詳細に知ることができます。



p. 10右上のQRコードからもアクセスできます。

## 支援対象者の要件（収入基準 p.10）

あなたと生計維持者(※2)の収入状態を確認します

区分	基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が <b>非課税</b> であること
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が <b>100円以上 25,600円未満</b> であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が <b>25,600円以上 51,300円未満</b> であること

※1 ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等の適応を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

※2 生計維持者は原則父母です。詳細はp.15。

★1 市町村民税所得割が「非課税」の人は、※1の場合を除き支給額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、  
(調整控除額+調整額)に3/4を乗じた額となります。

## 支援対象者の要件（収入基準 p.10）

あなた自身が市区町村民税を課税されている場合、あなたの所得も申請することとなり、**証明書の提出が必要**です。

あなたの状況	1年間の所得 (2018年1～12月)	提出書類
未成年	市区町村民税が課税されている 所得125万円を超える (額面の収入が200万円程度)	2019年度 課税証明書 (コピー可)
成年	市区町村民税が課税されている 所得35万円を超える (額面の収入が100万円程度)	

## 支援対象者の要件（資産基準 p.11）

申込日時点の、あなたと生計維持者の資産額の合計が下表の基準額未満であること。

※ 基準額以上の場合は、支給対象となりません。

生計維持者人数	基準額
2人の場合	2,000万円未満
1人の場合	1,250万円未満

対象となる資産の範囲には、土地・建物等の不動産は対象になりません。また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。詳しくは、p.11の下部を確認してください。



**【大学等への入学時期等に関する要件】**

次の（A）～（C）のいずれかに該当すること

- （A）高校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から、大学へ入学した日までの期間が  
**2年を経過していない人**

（例）

2018年3月高校卒業

→2020年度末までに大学に入学

## 支援対象者の要件（入学時期 p.13～）

- (B) 高等学校卒業程度認定試験の受験資格を取得した年度（16歳となる年度）の初日から認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない人（5年を経過していても、毎年度認定試験を受験していた人は含みます）で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

## 支援対象者の要件（入学時期 p.13～）

- (c) p.14のa～cのいずれかに該当する人  
（その他、外国の学校教育の課程を修了した人など）

**詳細は給付奨学金案内p.14を  
確認してください。**

## 支援対象者の要件（在留資格等 p.15）

### 【在留資格等の要件】

外国籍の人は、在留資格等によっては  
申し込みができない場合があります。

申し込みを行う際は、在留資格及び在留期限  
を申告し、支給対象となる在留資格である  
ことの証明書を提出する必要があります。

詳しくは、p.15を確認してください。